

青森県告示第二百三十三号

平成二十五年三月二十七日青森県告示第二百五十六号 青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号及び第二号の知事が定める者）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

第一号を次のように改める。

- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 平成二十七年法律第五十三号
- （第十五条第二項に規定する登録建築物 エネルギー消費性能判定機関 複合建築物 住宅の用途に供する部分及び住宅の用途以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。以下同じ。）又は非住宅建築物 住宅の用途以外の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。）に係る都市の低炭素化の促進に関する法律 平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定又は同法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）

第二号中 「住宅の用途に供する部分及び住宅の用途以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。」、「住宅の用途以外の用途のみに供する建築物をいう。」

「及び」 「平成二十四年法律第八十四号」を削る。